

**手順1**  
事前相談

※事前相談は利用希望日の**1年前から可能**電話又は電子メールにて受け付けます。電子メールの場合は送信後に必ず受信確認の電話連絡をしてください。

## 仮押さえ

仮押さえの時点では予約は確定していません

**1か月以内に企画書等を用いて協議**

利用希望日について事前にご連絡ください。その際に利用用途を簡単に聞き取り、貸付基準を満たしているかどうか判断し、日程の仮押さえについて受け付けます。  
 ※利用希望日が事前相談から1か月以内となる場合はご相談ください。

**手順2**  
協議

※事前相談後（仮押さえ受付後）**1か月以内**企画書と平面図等の案を用いて、商業振興・外商支援課と協議をしていただきます。貸付基準等を満たす場合、正式に予約を受け付けます。

## 予約

【提出書類】

- 企画書の案（貸付用途を確認できるもの）
- 平面図等の案（会場レイアウトを確認できるもの）

※1か月以内に提出がない場合、**仮押さえは無効**になります。

音響等による周辺への影響が想定されるイベント等を開催する場合

必要に応じて事前に周辺施設への説明・協議を行ってください。周辺施設との調整ができない場合は催事を開催できない場合がありますので、予約後は可能な限りお早めに事前説明・調整してください。

**遅くとも利用日の1か月前**

手順3の申請までに**企画内容や会場レイアウトが変更**となった場合はすみやかにご連絡ください。

**手順3**  
申請

※予約受付後、遅くとも利用日の**1か月前までに**申請書一式を提出し、特に不備がなく申請者（借受人）が貸付条件に合意した場合は、土地賃貸借契約の手続きを行います。

【提出書類】

- 普通財産借受申請書
- 正式な企画書（貸付用途を確認できるもの）
- 正式な平面図等（会場レイアウトを確認できるもの）

※車両の乗り入れがある場合のみ  
 乗り入れルートを確認できるもの  
 車両の区分を確認できるもの  
 ※その他、必要な書類の提出をお願いする場合があります。

**手順4**  
契約

申請後に、高知市と申請者との間で**土地の賃貸借契約**を締結します。

## 貸付確定

※契約締結後に企画の内容や会場レイアウトを変更する場合は、必ず商業振興・外商支援課へご連絡ください。

**手順5**  
支払

納入通知書を発行しますので、**期日までに通知書に記載されている金融機関窓口にて貸付料をお支払い**ください。  
 ※原則前払いとなります  
 ※支払済の貸付料は原則返還いたしません

## 土地利用

（イベント開催等）

**ご注意**

このフロー図は手続きの流れをわかりやすく簡潔にまとめたものです。必ず貸付けの手引きを熟読し、理解したうえで手続きを進めてください。

問い合わせ先

高知市商業振興・外商支援課  
 電話：088-823-9375  
 Email：kc-151705@city.kochi.lg.jp